

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款33条第3項の規定に基づき、本会の会員に関する事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は、本市に居住する者並びに社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

(1) 普通会员

(2) 特別会員

(3) 法人会員

2 特別会員は、団体・個人等で入会したものとする。

3 法人会員は、会社・事業所等で入会した者とする

4 会員となる場合は、入会申込書を本会会長に提出するものとする。

(会費)

第3条 本会の会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

(1) 普通会员 1口 300円

(2) 特別会員 1口 1,000円以上

(3) 法人会員 1口 10,000円以上

(会費の納入)

第4条 会費は一時納入とし、毎年度末までに入会申込書とともに会費を納入するものとする。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(退会)

第5条 本会の会員は、次の場合退会するものとする。

(1) 会員より退会の申し出があった場合

(2) 会員が死亡又は転出した場合、及び団体等にあつては、解散合併等により団体が消滅した場合

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。